



議案第百十九号

東伯郡九か町村就学指導推進協議会の設置について

地方自治法第二百五十二条の二の規定により、泊村、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町と、心身障害児の就学指導に係る事務の一部を共同して管理し及び執行するため、次のとおり規約を定め、東伯郡九か町村就学指導推進協議会を設立する。

昭和五十二年十一月十五日提出

鳥取県東伯郡三朝町長松村喬成

昭和五拾貳年拾月拾六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

東伯郡九か町村就学指導推進協議会規約

第一章 総 則

（協議会の目的）

第一条 この協議会（以下「協議会」という。）は、心身障害児の適正な就学指導を促進するための諮問機関を設置し、心身障害児の障害の種類及び程度の審査並びにその障害の状況に応じた教育措置の判定に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第二条 協議会は、東伯郡九か町村就学指導推進協議会という。

（協議会を設ける町村）

第三条 協議会は、次に掲げる町村（以下「関係町村」という。）が、これを設ける。
泊村、羽合町、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町

（協議会の担任する事務）

第四条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。

一 就学指導委員会の設置及び運営に関する事務

二 その他就学指導の推進に関し、特に必要な事務

（協議会の事務所）

第五条 協議会の事務所は、鳥取県倉吉市巖城二七九番地中部町村会事務局内に置く。

第二章 協議会の組織

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員九人以内をもってこれを組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係町村教育委員会が、協議して定めた者をもってこれに充てる。

2 会長の任期は、二年とする。

3 会長は、非常勤とする。

4 関係町村教育委員会は、会長が心身の故障等のため、職務の遂行に堪えないと認めるときは、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

(委員)

第八条 委員は、関係町村教育委員会の教育長を充てる。

2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 前条第四項の規定は、委員にこれを準用する。この場合においては、予め会長の同意を得なければならない。

(会長の職務代理)

第九条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局)

第十条 協議会の担任する事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 協議会事務局の内部組織は協議会の規程で定める。

(職員)

第十一条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数は、関係町村教育委員会が協議によりこれを定める。

2 会長は、関係町村教育委員会事務局の職員の中から、当該町村教育委員会の同意を得て、前項の職員を選任するものとする。
(3)

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任をすることができる。

(事務処理のための組織)

第十二条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第三章 協議会の会議

(協議会の会議)

第十三条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第十四条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長が予めこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十五条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項は協議会の会議で定める。

第四章 協議会の担任する事務の管理及び執行

(各関係町村教育委員会の名においてする事務の管理及び執行)

第十六条 協議会がその担任する事務を各関係町村教育委員会の名において管理し及び執行する場合においては、関係町村の協議により、協議会は、一の町村の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下本条中「条例、規則等」という。）を各関係町村の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し及び執行することができる。

2 前項の一の町村以外の関係町村長は、同項の協議が整ったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、併せてこれを公表するものとする。

3 第一項の条例、規則等を改廃しようとする場合においては、予め当該町村は、関係町村に協議しなければならない。

4 第一項の条例、規則等が改廃された場合においては、当該町村長は、その旨を関係町村の長及び協議会の会長に通知するものとし、関係町村長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

第五章 協議会の財務

(経費の支弁の方法)

第十七条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係町村が負担する。

2 前項の規定により各関係町村が負担すべき額は、各関係町村長が遅くとも年度開始前三十日前までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、各関係町村長は、予め協議会に、協議会が要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるものとする。

3 各関係町村は、前項の規定による負担金を、毎四半期の始め十日以内に協議会に交付しなければならない。

い。

(歳入歳出予算)

第十八条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調整等)

第十九条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならぬ。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第一項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しを速かに各関係町村に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

(予算の補正)

第二十条 関係町村長は、協議会に係る予算の補正を必要と認める場合においては、その協議により当該予算の補正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係町村長に申し出るものとする。

3 前項の申出があったときは、関係町村長は、直ちに第一項の協議をしなければならない。

4 第一項の規定により関係町村長が協議会に係る予算の補正すべき額を決定したときは、前三条の規定の

例により、これを行なうものとする。この場合においては、第十七条第二項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る予算の補正のため」、「遅くとも年度開始前三十日前までに」とあるのは「すみやかに」、同条第三項中「毎四半期の始十日以内に」とあるのは「直ちに」、第十九条第一項中「毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、すみやかに」と読み替えるものとする。

（出納及び現金の保管）

第二十一条 協議会の出納は、会長が行なう。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第二十二条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

（決算等）

第二十三条 会長は、毎会計年度終了後二月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならぬ。

2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しをすみやかに各関

係町村長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

（財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法）

第二十四条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、各関係町村が協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行なう。

2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、各関係町村が協議して定める町村の当該管理に関する条例、規則その他の規程を各町村の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理を、その定めるところにより行なうものとする。この場合においては、第十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

(8)

3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前項の規定にかかわらず、関係町村長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行なうものとする。

（契 約）

第二十五条 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

（その他の財務に関する事項）

第二十六条 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通

地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第六章 補 則

(事務処理の状況の報告等)

第二十七条 協議会は、毎会計年度少くとも二回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を各関係町村教育委員会に提出するものとする。

2 各関係町村教育委員会が協議して定める町村の監査委員は、必要に応じて協議会の出納を検査する。この場合においては、監査委員は、監査の結果を関係町村長に報告しなければならない。

(各関係町村教育委員会の監視権)

第二十八条 各関係町村教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(費用弁償等)

第二十九条 会長、委員及び職員は、その職務を行なうために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第三十条 協議会が解散した場合においては、各関係町村がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係町村長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附して議会の認定に付さなければならない。

(協議会の規程)

第三十一条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

- 2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに各町村教育委員会に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

- 1 この規約は、昭和五十三年四月一日から施行する。

東伯郡九か町村就学指導委員会規程

(名称及び設置者)

第一条 この会は、東伯郡九か町村就学指導委員会(以下「委員会」という。)といい、東伯郡九か町村就学指導推進協議会規約第十二条の規定に基づき、東伯郡九か町村就学指導推進協議会(以下「協議会」という。)が設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、協議会の関係町村教育委員会の諮問に応じ、心身障害児童・生徒の障害の種類及び程度並びに当該障害の状況に応じた教育措置について審査判別する。

(組織)

第三条 委員会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、協議会の会長が任命する。

一 医師

三名以内

二 特殊教育に関し知識経験を有する者

七名以内

三 児童福祉施設又は児童相談所の職員

二名以内

3 委員会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第四条 委員会の会議は、必要に応じ協議会の会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(雑則)

第五条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、昭和五十三年四月一日から施行する。